

Morgan Stanley

For Immediate Release

モルガン・スタンレー、米国連邦準備制度理事会より連邦銀行持株会社制への移行を承認される

連銀窓口貸出や他の新たな資金調達手段へのアクセスを継続・拡大

[ニューヨーク、2008年9月21日] モルガン・スタンレー(NYSE: MS)は本日、銀行持株会社制に移行する申請が米国連邦準備制度理事会に承認されたと発表した。これによりモルガン・スタンレーは銀行持株会社法に基づく金融持株会社とみなされることを選択した。

モルガン・スタンレーは、金融市場において急速かつ大規模な変化が進行する中、新規事業機会を追求する最大限の柔軟性と安定性を確保するため、連邦準備制度理事会から新たな地位の承認を求めた。同社は個人顧客に提供しているリテール銀行サービスを拡大し、安定したコア預金基盤を構築する対策を打ち出す。モルガン・スタンレーは2008年8月31日時点で300万件以上のリテール口座と360億ドルの銀行預金を有している。

さらに連邦銀行持株会社制への移行により、同社は連邦準備制度の窓口貸出を引き続き利用できるとともに、資金調達手段を拡大できる。

モルガン・スタンレー会長兼 CEO のジョン・J・マックは次のように述べている。「この新たな銀行持株会社構造により、モルガン・スタンレーは急速に変化する金融市場において機会を捉える安定性と柔軟性ととも最強と言える地位を確保する。さらに、我々の強固な財務基盤と資金調達へのアクセスに関して市場に信頼がもたらされる。事業モデルを展開し、こうした新たな機会を迅速に捉える一方で、引き続き世界水準のサービスと助言を顧客に提供し、株主に長期的な価値をもたらすことに注力する。」

こうしたプロセスの一環として、モルガン・スタンレーはユタ州の産業銀行を国法銀行に転換し、連邦準備制度の規制対象とする。同社はさらに連邦預金保険公社(FDIC)の規制対象となり、モルガン・スタンレー銀行の預金は引き続き FDIC に可能な限り最大限保護される。

同社はこの新たな地位による税務上や会計上での大幅な悪影響はなく、モルガン・スタンレーの事業全体に重大な影響を及ぼす業務上の制約は受けないと予想している。

モルガン・スタンレーについて

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、資産運用、ウェルス・マネジメント事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界 35 カ国にある 600 以上のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細: www.morganstanley.com

###